試料液	イ　埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ～ニ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二・三　（略）

第二　検定の方法　（略）

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
二　水銀又はその化合物	（略）
三　カドミウム又はその化合物	イ　第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法を除く。） ロ　第一の二及び三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二―三の十四・二に定める方法にあっては、日本産業規格K〇一〇二―三の四・五・二・四b)に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の十三に定める方法（日本産業規格K〇一〇二―三の十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）

試料液	イ　埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ～ニ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二・三　（略）

第二　検定の方法　（略）

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二　水銀又はその化合物	（略）
三　カドミウム又はその化合物	イ　第一の一に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥に係る検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法を除く。） ロ　第一の二及び三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五・一に定める方法にあっては、日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十五の備考一に定める操作を行うものとする。）
四　鉛又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四に定める方法（日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十四の準備操作で参照することとしている日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）